

北九州市環境審議会への諮問について (事業系ごみの減量リサイクルの推進)

北九州市では、事業系ごみの減量リサイクルを推進するため、令和6年2月9日(金)に開催された第67回北九州市環境審議会に「北九州市における事業系ごみの減量リサイクル」について、諮問を行ったので報告するもの。

1 諮問の内容について

- (1) 諮問書 別紙1のとおり
- (2) 審議内容 別紙2のとおり
 - ① 廃棄物とは
 - ② 北九州市の廃棄物の状況
 - ③ 他の政令指定都市との比較
 - ④ 事業系ごみ対策のこれまでの取組
 - ⑤ 事業系ごみ対策の課題
 - ⑥ 今後の事業系ごみ対策の方向性
 - ⑦ 今後のスケジュール(案)

2 委員からの主な意見

- ・今年からフランスで生ごみの堆肥化が義務付けられたというニュースを聞いたが、生ごみについてもリサイクルを進めていただきたい。
- ・事業者において、経済的負担だけでなく、分別作業の負担などでリサイクルが進んでいない理由をアンケート調査し、データを集めて検討してほしい。
- ・なぜ分別しないかを確認し、原因と対策から、目標を定めて進めていただきたい。
- ・これまで20年近く手数料を改定していないとのことだったが、今見直す時期に来ていると思う。



北九環循循 7 6 3 号
令和 6 年 2 月 9 日

北九州市環境審議会
会長 浅野 直人 様

北九州市長 武内 和久



今後の事業系ごみ対策の方向性について(諮問)

北九州市環境基本条例(平成12年北九州市条例第71号)第29条第2項の規定に基づき、北九州市の事業系ごみ対策について諮問します。

(諮問理由)

北九州市では、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で市町村が策定する「一般廃棄物処理計画」として、令和3年8月に「第2期北九州市循環型社会形成推進基本計画」(以下「基本計画」という。)を策定し、SDGsの実現や脱炭素社会も見据えた“持続可能な都市のモデル”を基本理念に掲げ、家庭ごみ量や事業系ごみ量の削減など5つの計画目標を設定し、その実現に向けて鋭意取組を進めています。

基本計画で削減目標に掲げている家庭ごみは、市民の協力を得て、減量リサイクルの方策を進めたことで、他の政令指定都市と比べても減量化や高いリサイクル率を実現しています。

一方、事業系ごみは、近年、コロナ禍の影響もあり減少傾向にありますが、他の政令指定都市と比較すると依然として多くなっています。さらに、最終処分場の延命化という新たな重要課題に直面しており、基本計画で掲げる事業系ごみの削減量にとどまらず、より踏み込んだ減量化が必要になっています。

そのため、事業系ごみ対策の実施にあたっては、更なる減量効果が得られるような総合的かつ体系的な方向性が必要であると考えています。

北九州市における事業系ごみの 減量リサイクルについて (諮問)

令和6年2月9日

環境局循環社会推進課

目次

1 廃棄物とは

2 北九州市の廃棄物の状況

3 他の政令指定市との比較

4 事業系ごみ対策のこれまでの取組

5 事業系ごみ対策の課題

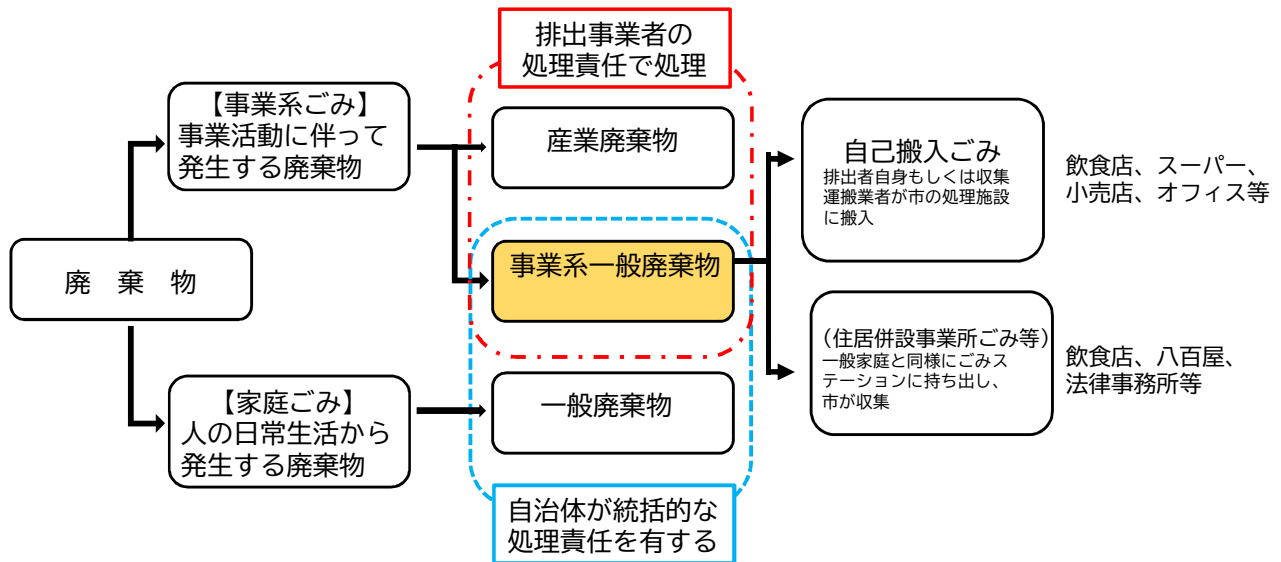
6 今後の事業系ごみ対策の方向性

7 今後のスケジュール(案)

1 廃棄物とは

<廃棄物処理法上の定義>

- ◆ 産業廃棄物 事業活動に伴い発生した法令で定める20品目
- ◆ 一般廃棄物 産業廃棄物以外の廃棄物



1 廃棄物とは

<廃棄物処理法上の責務>

◆ 国民の責務

国民は、廃棄物の排出を抑制し、再生物の使用等により廃棄物の再生利用を図り、廃棄物を分別して排出し、廃棄物の減量その他適正な処理に関し国及び地方公共団体の施策に協力しなければならない（第2条の4）。

◆ 事業者の責務

事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない（第3条第1項）。

事業者は、廃棄物の減量その他適正な処理の確保等に関し国及び地方公共団体の施策に協力しなければならない（第3条第3項）。

◆ 市町村の責務

市町村は、一般廃棄物の適正な処理に必要な措置を講ずるよう努めるとともに、一般廃棄物の処理に関する事業の実施に当たっては、その能率的な運営に努めなければならない（第4条第1項）。

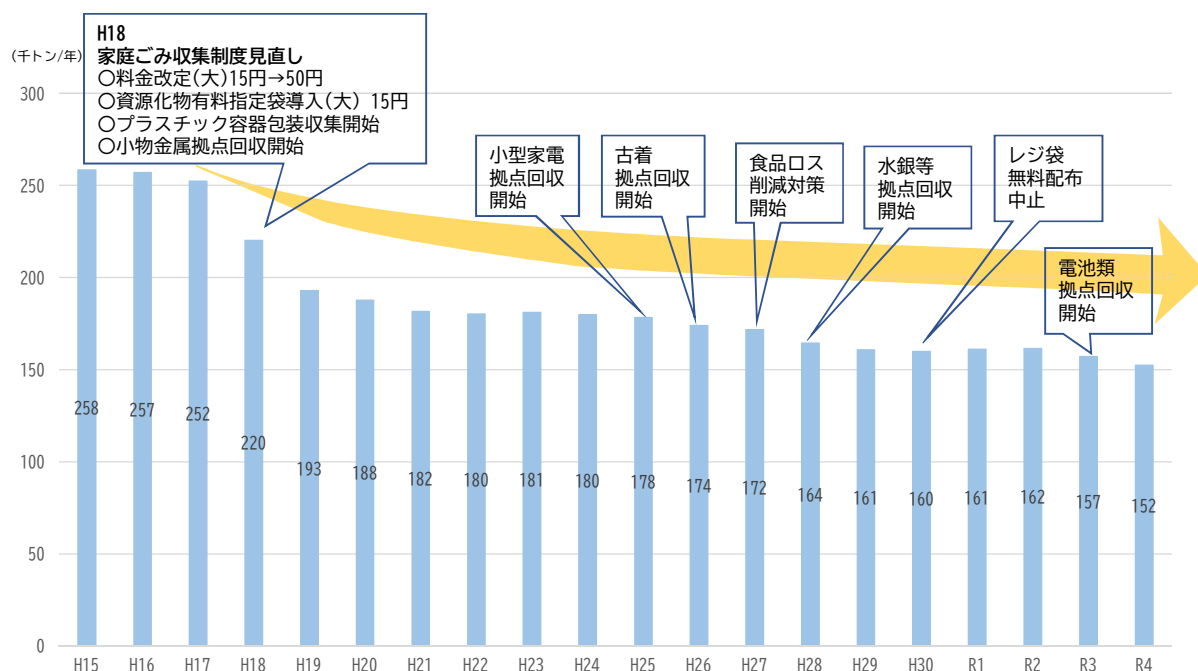
市町村は、当該区域内の一般廃棄物に関する計画を定めなければならない（第6条第1項）。

市町村は、一般廃棄物処理計画に従って、その区域内における一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに収集し、これを運搬し、および処分しなければならない（第6条の2第1項）。

2 北九州市の廃棄物の状況

(1)北九州市の家庭ごみ排出状況の経年推移

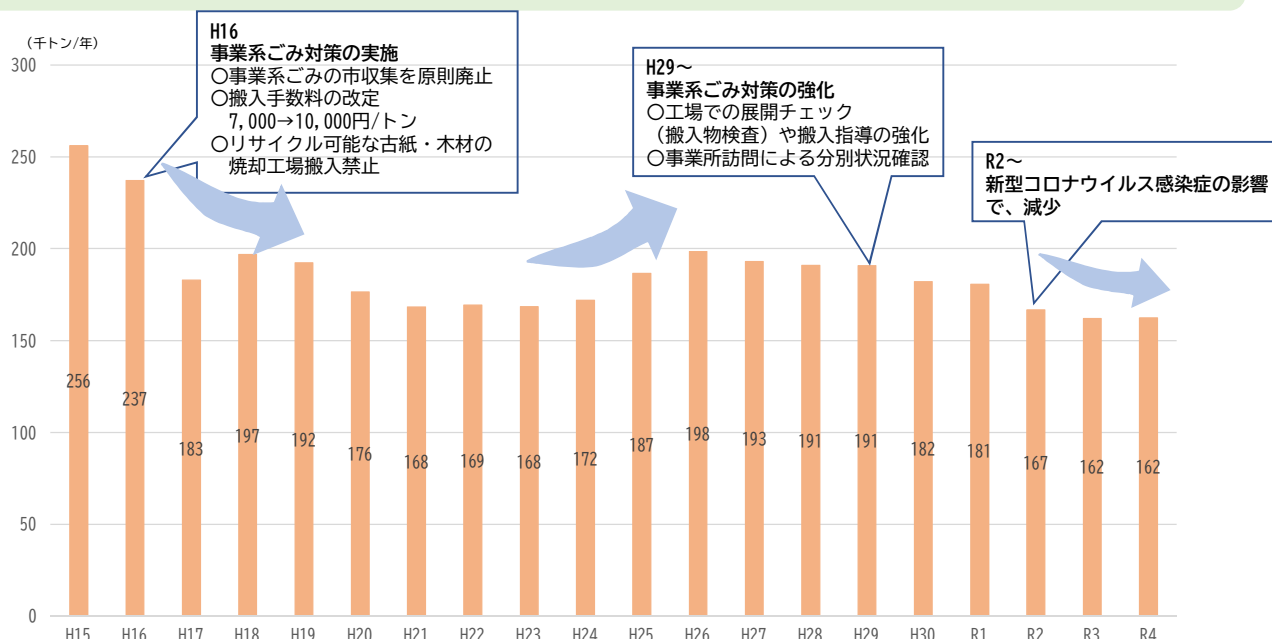
- ▶ 家庭ごみは、平成18年度の家ごみ収集制度の見直しや、市民の3Rへの取組などにより、年々ごみ量は減少



2 北九州市の廃棄物の状況

(2)北九州市の事業系ごみ排出状況の経年推移

- ▶ 事業系ごみは、平成16年度の事業系ごみ対策により減少したものの、その後徐々に増加
- ▶ 平成29年度に事業系ごみ対策の強化を図り、その後新型コロナウイルス感染症の影響で、近年は減少

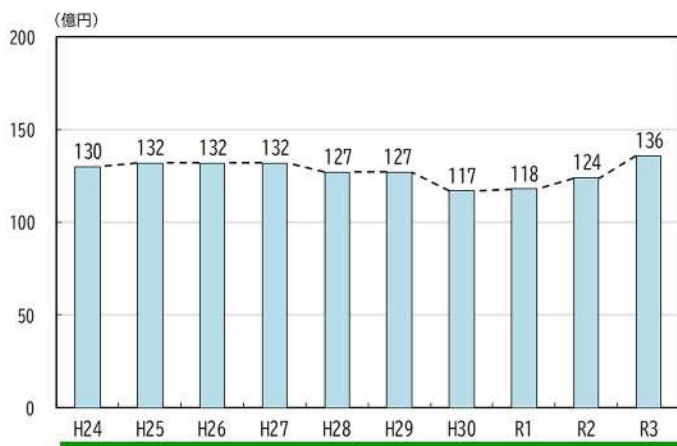


2 北九州市の廃棄物の状況

(3) 北九州市のごみ処理経費

- ▶ 本市の令和3年度ごみ処理経費は、全体で約136億円
- ▶ そのうち、事業系ごみの処理経費は約25億円で、1トン当たり18,073円
- ▶ 今後の新日明工場の建設や新門司工場の延命化等に伴い、ごみ処理経費は増加し、将来的には処理経費が1トン当たり2万円を超えることが見込まれる

【ごみ処理経費の経年推移】



【令和3年度ごみ処理経費】

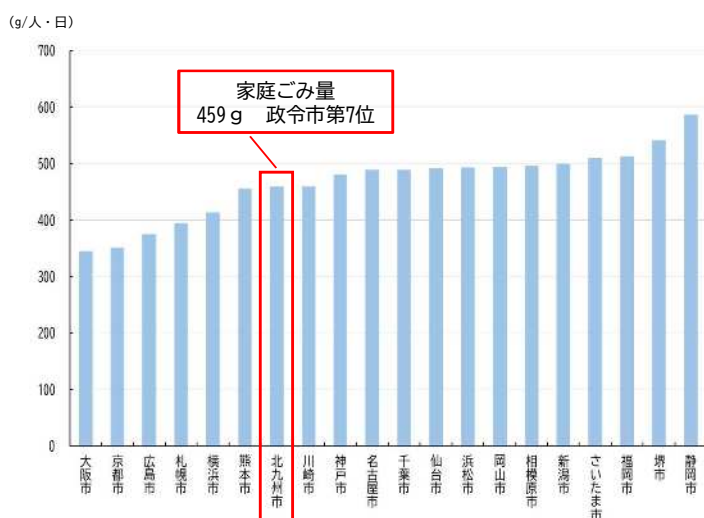
区分	全体	うち 家庭ごみ (指定袋)	うち 事業系ごみ (自己搬入ごみ)
収集運搬	5.2億円	4.5億円	—
破 碎	8億円	—	4億円
選 別	1.0億円	—	—
焼 却	6.3億円	2.6億円	2.0億円
埋 立	2億円	1億円	1億円
合 計	13.6億円	7.2億円	2.5億円

3 他の政令指定市との比較

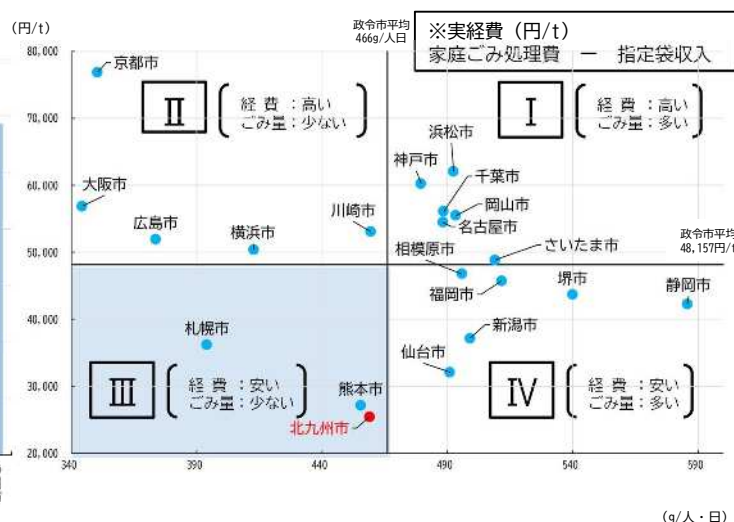
(1) 家庭ごみ量と処理経費の政令市比較

- ▶ 北九州市の市民1人一日あたりの家庭ごみ量は459g(R3実績)、20政令市の中で7番目に少ない
- ▶ 有料指定袋制度の導入やごみ収集の委託化などの施策により、ごみ処理経費（実経費）は政令市の中でも最も安価

【家庭ごみ量（市民1人一日あたり）の政令市比較】



【家庭ごみ量と実経費の政令市比較】

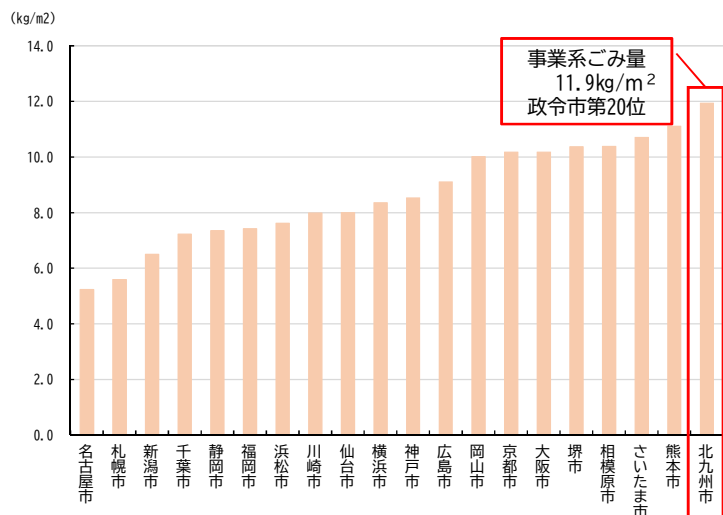


3 他の政令指定市との比較

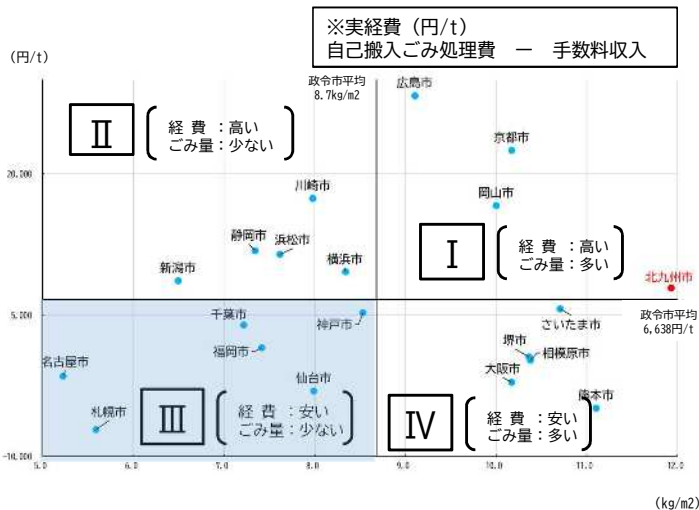
(2) 事業系ごみの政令市比較

- 北九州市の事業所床面積 1 m²あたりの事業系ごみ量は11.9kg (R3実績)、政令市の中で最も多い
- 処理経費は抑えているものの、処理手数料 (自己搬入)が政令市の中でも安価であり、ごみ処理経費 (実経費) は政令市の中で中位

【事業系ごみ量 (事業所床面積 1 m²あたり) の政令市比較】



【事業系ごみ量と実経費の政令市比較】



出典：令和3年度一般廃棄物処理実態調査 (環境省)
出典：平成30年法人土地・建物基本調査 (国交省)

4 事業系ごみ対策のこれまでの取組

平成16年度の事業系ごみ対策

1 経緯

- 平成14年11月 「北九州市ごみ処理のあり方検討委員会」(浅野直人委員長) 設置
- 7回の委員会及び各団体(9団体)との意見交換に基づき、平成15年7月に委員会より提言

提言の基本的方針

- ごみの排出者としての「責任の自覚と実行」
- 「経済的手法による誘導策の活用」と「公平性の確保」
- 「各主体が連携した取組体制」の確立と「エコタウン事業の戦略的活用」

2 具体的な取組内容

(1) 事業系ごみの市収集の廃止

- 市が実施していた**事業系ごみ**(一日平均排出量が50kg未満)の収集を**原則廃止**
(小規模の住居併設事業所は引き続き市が収集)
- 対象:43,000事業所
- 収集運搬業者による事業系ごみ回収袋(有料)の導入促進

4 事業系ごみ対策のこれまでの取組

平成16年度の事業系ごみ対策

(2) 自己搬入ごみ 処理手数料の 改定	<ul style="list-style-type: none">➢ 事業者が焼却工場に持ち込むごみ処理手数料を 700円/100kg→100円/10kg に改正➢ 単位を細かくすることで、事業者の減量努力を手数料に反映し、減量化を促す➢ 手数料は、周辺市町との均衡を減量の促進やリサイクルへの誘導を勘案し設定
(3) 焼却工場の搬入 時間の拡大	<ul style="list-style-type: none">➢ 平日・土曜の工場の搬入開始時間を拡大(8:40開始→6:00開始)➢ 日曜の早朝搬入時間を導入(6:00~8:30)➢ 収集運搬業者の利便性を向上
(4) 焼却工場の受入 基準の見直し	<ul style="list-style-type: none">➢ 焼却工場へのリサイクル可能な紙類・廃木材の搬入を禁止➢ かんびん資源化センターへのかん・びん・ペットボトルの搬入を禁止➢ リサイクル施設(古紙問屋14社、廃木材チップ化施設7社、かんびんペット選別施設3か所)へ誘導
(5) 焼却工場での 展開チェック強化	<ul style="list-style-type: none">➢ 焼却工場での搬入物の適正化、指導等を行うとともに、抜き打ち検査(展開チェック)を実施
(6) 幅広いPRの展開	<ul style="list-style-type: none">➢ 地域の商店街(210団体)や業種別事業者団体(500団体)に丁寧な説明➢ 個別事業所にパンフレット送付(36,000事業所)➢ 新聞、テレビ、業界紙など各種広報手段を活用したPR

4 事業系ごみ対策のこれまでの取組

平成29年度の事業系ごみ対策

(1) 焼却工場へ 搬入されるごみ の監視強化	<ul style="list-style-type: none">➢ 早朝夜間の時間帯に工場の監視員を増員し、搬入されるごみの内容確認を強化(H29.4~9月に1,423件指摘/12,385台確認)➢ 3工場一斉展開チェック 3回/年→15回/年
(2) 事業者に対する 直接指導	<ul style="list-style-type: none">➢ ごみの排出量の多い事業所73か所に立入検査を行い、ごみの減量化リサイクルの指導➢ 通報のあった事業所や飲食店等の小規模事業所511か所へ訪問指導
(3) 事業者団体への 出前講演等の実 施	<ul style="list-style-type: none">➢ 「事業所のごみ分別・処理ガイドブック」を作成➢ 事業系ごみ減量リサイクルについて出前講座を実施(訪問事業者:約100団体)➢ 紙類、廃木材、食品廃棄物の現状及び減量化リサイクル等について説明

4 事業系ごみ対策のこれまでの取組

近年の事業系ごみ対策

(1) 事業所に対する啓発・指導

- 大規模事業所や飲食店等を中心に**事業所を訪問**し、排出・分別状況の確認
- 約800事業所に「**廃棄物の再使用、再利用に関する計画書**」を毎年策定するように指導し、ほぼ全事業所が提出
- 「**廃棄物適正処理の講習会**」を毎年開催し、約300事業者が参加
- ガイドブックやホームページで、処理方法やリサイクル等について情報提供

(2) 工場等での受入体制・指導

- 焼却工場の**搬入前に、違反物持ち込みや市外からの搬入、無許可疑いの事業者**を指導(R4実績:348件)
- **搬入車両の積載物を展開チェック**し、違反物など確認された場合は、持ち帰るように指導(R4実績:524件展開チェックのうち、56件指導)
- **悪質な違反には警告書**を発して指導(R4実績:7件)

(3) リサイクルへの誘導

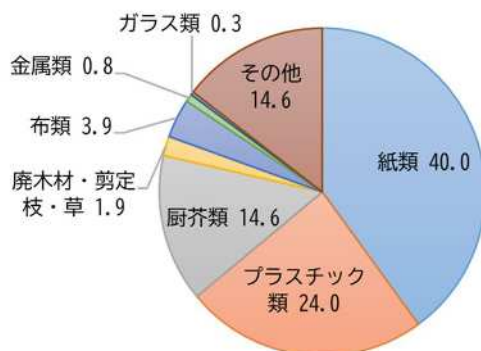
- リサイクルが可能な**紙類・廃木材**は、**リサイクル業者へ誘導**
- 事業者が紙類を分別・リサイクルできるように、「**雑がみ分別BOX**」の**無償配布**や、紙類を保管する**保管庫を貸与**

5 事業系ごみ対策の課題

(1) リサイクル可能なごみの混入

- 事業系ごみの組成調査の結果、分別すればリサイクルできる紙類などが多く含まれている
- 特にコピー紙や段ボールなど**紙類が40%、プラスチック類24%**が混入している

【事業系ごみの組成調査】



※R2年度事業系ごみ組成調査結果

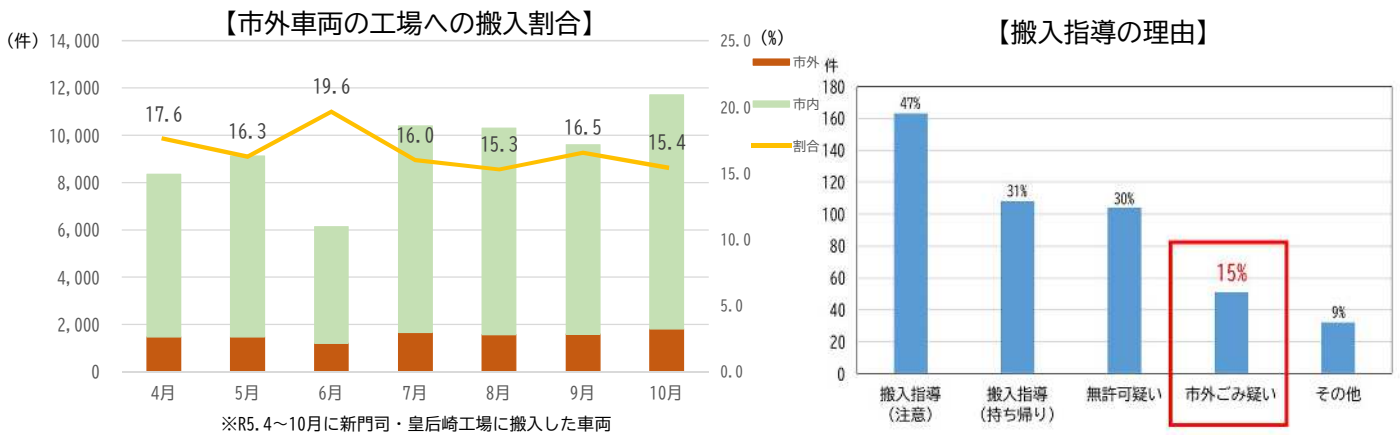
【事業系ごみに混入した紙類】



5 事業系ごみ対策の課題

(2) 周辺都市のごみの流入

- 搬入車両の**約15%が市外ナンバー車両**
- 焼却工場で行っている搬入指導のうち、「**市外ごみ疑い**」の事例が**15%**
- 周辺都市の指定袋が確認されるなど、周辺都市から一定程度のごみ持ち込まれている



【搬入された市外ごみ】



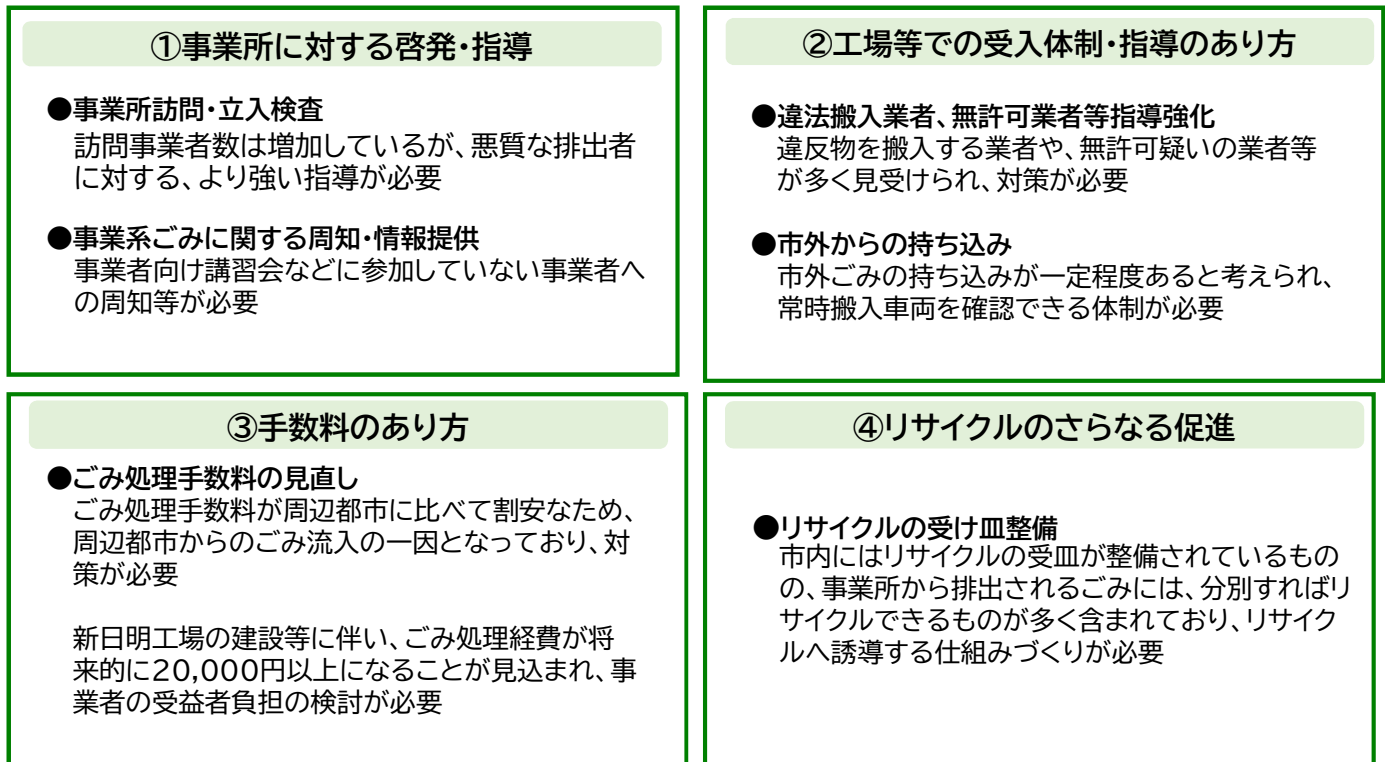
6 今後の事業系ごみ対策の方向性

【諮問にいたった背景】

- 本市の家庭ごみは、市民の協力を得て減量リサイクルを進めたことで、他都市と比べても減量化や高いリサイクルを実現している
- 一方、事業系ごみは、平成16年度に事業系ごみの市収集の廃止やごみ処理手数料の改定等を実施(約20年が経過)以降、大規模な対策は行っていない
- その結果、事業系ごみ量は政令市の中で最も多く、さらなる対策が必要
- 事業系ごみの現状は、リサイクルできるものが多く含まれており、周辺都市からもごみが流入しており、早急な改善が必要

＜従来の取組から踏み込んだ減量化・資源化対策が必要＞

6 今後の事業系ごみ対策の方向性



7 今後のスケジュール(案)

